

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部観光振興課(指定管理者) No.001

処 分 名	道の駅「庄和」の使用許可の取り消し
処 分 の 概 要	道の駅「庄和」を使用しようとする者が条例などに違反したときは、市長（指定管理者が管理している場合は、指定管理者）がその使用の許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市道の駅「庄和」条例（平成 21 年 6 月 22 日条例第 130 号）第 8 条
処 分 基 準	◎春日部市道の駅「庄和」の使用の許可の取り消しは、当該施設の使用が次の(1)から(4)の要件のいずれかに該当する場合に行うことができます。また、市は、使用者がこの規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負うことはありません。 (1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2)偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (3)職員の指示に従わないとき。 (4)その他管理上支障があるとき。
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 22 日
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市道の駅「庄和」条例

第8条 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 市は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

■春日部市公共施設の暴力団当排除に関する条例 第3条

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部観光振興課(指定管理者) No.002

処 分 名	道の駅「庄和」の入館の制限
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、施設の秩序を維持するため、施設利用者の道の駅「庄和」への入館を制限することがあります。
根拠条例等・条項	春日部市道の駅「庄和」条例（平成 21 年条例第 17 号）第 11 条
処 分 基 準	道の駅「庄和」への入館を制限することがあります。 道の駅内の秩序を乱すおそれがあるとき。 ・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等を指します。
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 22 日
備 考	・ ホームページのリンク先 https://www.michinoeki-showa.or.jp/

■春日部市道の駅「庄和」条例

第 11 条 市長は、道の駅内の秩序を乱すおそれのある者の入館を禁止し、又は乱す者に対し、退館を命ずることができる。

根拠条例及び
関係条例等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部観光振興課 No.003

処 分 名	大風文化交流センターの利用条件の変更・利用の停止・利用許可の取消し
処 分 の 概 要	市長は、処分基準に該当する場合、利用許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市大風文化交流センター条例（令和6年3月18日条例第3号）第7条 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年12月17日条例第52号）第3条
処 分 基 準	次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合。 (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。 (3) 利用者が職員の指示に従わないとき。 (4) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。 (5) その使用が暴力団員等の利益になると認められたとき。 (6) その他管理上支障があるとき。
設 定 年 月 日	令和6年8月1日
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市大風文化交流センター条例

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用者が職員の指示に従わないとき。
- (4) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (5) その他管理上支障があるとき。

2 市は、利用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (2) 公共施設 別表に掲げる条例及び規則で規定する施設をいう。

(使用の制限)

第3条 (略)

2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。

別表

(第2条関係)

春日部市大風文化交流センター条例（令和6年条例第3号）

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部観光振興課 No.004

処 分 名	大風文化交流センターの入所の制限
処 分 の 概 要	市長は、センター内の秩序を乱すおそれのある者の入所を禁止し、又は乱す者に対し、退所を命ずることができます。
根拠条例等・条項	春日部市大風文化交流センター条例（令和6年3月18日条例第3号）第11条
処 分 基 準	処分の先例がないものであって、条例の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	令和6年8月1日
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市大風文化交流センター条例 （入所の制限） 第11条 市長は、センター内の秩序を乱すおそれのある者の入所を禁止し、又は乱す者に対し、退所を命ずることができる。